

## 埼玉県まちづくりDX表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市整備部が発注した建設工事・委託業務において、建設DXへの優れた取組を行った県内事業者を表彰することで、当該事業者の意欲を向上させるとともに、他の県内事業者の建設DX推進に資することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、表彰実施年度の前年度に完成した工事又は完了した委託業務において、建設DXの取組により優れた成果を挙げ、他の模範となる取組を行なった事業者で、次の(1)から(3)に該当するものに対して行うものとする。

- (1) 県内に本店又は主たる営業所を有すること。なお、共同企業体を構成した場合は、他の構成員も県内に本店又は主たる営業所を有すること。
- (2) 表彰実施年度の前年度における全工事成績評定点が65点以上であるとともに平均点が75点以上となる建設業者、又は全委託業務成績評定点が65点以上であるとともに平均点が75点以上となる受注者。
- (3) 表彰の対象となる工事及び委託業務については、低入札価格調査を経て契約締結した場合は対象としない。

### (表彰の種類)

第3条 特に優秀な取組や特徴のある取組を行った事業者1～2件程度に対して、まちづくりDX賞を授与する。

### (欠格事項)

第4条 第2条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県発注の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかった場合。
- (4) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
- (5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第5条 第2条の規定に基づく表彰の候補者は、実施基準の定めるところにより、建設工事又は委託業務の発注課所長が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第6条 第2条の規定に基づく表彰の候補者について、その可否を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、原則として別表第1の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 委員会は、別に定める実施基準に基づいて、専門的事項を調査、審議して、表彰候補者を選定する。
- 8 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第7条 まちづくり局長は、委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、年1回まちづくり局長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 事務局は、都市整備政策課に置く。

(実施基準)

第10条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別表第1  
審査委員会

区 分	職 名
委 員 長	都市整備政策課長
副委員長	都市計画課長
委 員	産業基盤対策幹 市街地整備課長 公園スタジアム課長 建築安全課長 住宅課長 営繕課長 設備課長